23.6 改正法公布

〇政令 ○省令

〇告示 公布

24.4.1 施行

(一部経過措置あり)



■遊漁船業者に新たに求められる対応

(1) 新たな業務規程の作成

理や教育など

(2) 遊漁船業務主任者等の管

(3) 重大な事故が発生した際

の都道府県への報告

(4) 利用者の安全確保等に関

(6) 遊漁船業者登録票のイン

ターネットでの掲示

する情報の公表

(5) 損害賠償措置の加入

24. 4. 1

24. 7. 1

24, 10, 1

救命設備

制作:MASA プランニングラボ

通信機器

補償保険

インターネットで公表(常 時使用する従業者が1人以 下か自社 IP を持たない場

合は営業所の掲示が可能)

都道府県の登録審査に必要(登録 更新) 新たな業務規程の作成

遊漁船業務主任者が責務を実施するための管理や指導、教育・訓練

衝突 乗り上げ 負傷者が生じた事故など必ず報告が必要

業務改善命令の内容や対応 損害補償措置の内容 業務規程の一部の内容など

1人5000万円以上×利用者数の保険加入

遊漁船業者登録票の公表→営業所+遊漁船+ ●インターネットで公表

●インターネットで公表

登録の有効期間の短縮など

●安全性の高い業者が選べる

罰則の適用

都道府県による業務改善命令

登録の取消処分

損害賠償

措置の引

き上げ

登録・更新の拒否

大きく変わるのは、

・利用者の安全性向上のため、遊漁船業者及び遊 漁船業務主任者に新たな責務が生じることと、

・地域の水産業との調和を図るため、遊漁船業に 関する協議会制度が創設されることです。

新たな責務の追加

都道府県協議会の創設

(1)

2

主任者の

欠格要件

利用定員1人当たり5,000万円以上のものに加入する必要

複数回往復することで旅客定員以上の人数を瀬渡しする 場合であっても、1人当たり5,000万円以上の損害賠償 措置を備える必要がある(最大利用定員での加入)

24.10.1までに作成

■業務規程の新たな記載内容

- ①船長、遊漁船業務主任者等の確保
- ②連絡責任者の選任(陸上)
- ③案内する漁場を明記と安全確保の ための循環見回り等を明記
- ④ 通信設備や救命設備を記載
- ⑤利用客の救命胴衣の着用を明記
- ⑥出航前検査の実施(船長)乗務記 録の作成・保存(業務主任者)
- ⑦船長、遊漁船業務主任者、乗組員 の酒気帯びについて確認
- ⑧営業海域に応じた明確な出航中止 基準を定める
- 9船長、遊漁船業務主任者、従業者 に対する地域の気象・海象や、漁 場の利用ルール等の教育の実施

衝突防止

利用者へ指示

■遊漁船業務主任者の新たな責務

④瀬渡し後の 巡回安全管理 利用者が漁場に とどまる時間の 巡回が必要に

①出航前の 検査等

- 救命胴衣
- ・船舶と設備の点検
- 酒気帯び等確認

確認と記録を 遊漁船業者に提出

に関する意見

遊漁船業者に経 験や条件に基づ く意見を言う

遊漁船業者に必要 な意見を述べる

③利用者への 安全指導

資源保護ルー ルの指示

乗務記録を 遊漁船業者に提出

遊漁船 運航会社

欠格期間の延長

欠格要件の追加



陸上連絡責任者

- ◆海上保安機関
- ◆関係機関

⑤乗船記録の作成

遊漁船業務 主仟者

遊漁船業者 への 措置

- ①登録有効期間の短縮
- ②登録・更新時の欠格期間の延長と拒否要 件の追加
- ③業務改善命令違反に対する罰則の引上げ

遊漁船業務主任者になるために 必要な研修等について

- ①実務者研修が 10 日間から 30 日間に
- ②習熟度の確認が必要に

船長

10 日間

③遊漁船業務主任者として1年以上の 実務経験を有する者でなければ、実 務研修の実施者になれない

●研修記録の作成

運航中の連絡可能 遊漁船業務

瀬渡し等の場合の安全管理

主任者

出航中止基準

実務研修

実施者

30日間の実務研修

巡回見回り

利用者 協議会で協議が調った事項に ついては、協議会の構成員は (乗船者) 尊重する義務を負う

都道府県:**主催** 協議内容に 協議会を通じた 応じて参画 ルール策定等

都道府県協議会

遊漁船業者 漁業者

市町村·有識者等

ケース 船長 が 多い

兼務の